

いなべ市高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画(素案)に対する意見

意見	回答
<p>60 ページ「(7)高齢者の権利擁護・虐待防止」に関して、判断応力が不十分な高齢者に対して、その権利擁護に資するために成年後見制度を利用することの必要性や意義については言うまでもありませんが、市長申立てや成年後見人への報酬助成を含むいなべ市成年後見制度利用支援事業実施要綱は、平成18年4月1日に施行されて以来、改正がなされていません。</p> <p>要綱の施行後、家事事件審判法の廃止・家事事件手続法の制定・成年後見制度利用促進法の制定と関連する法規範そのものが改正されているのみならず、介護保険費用の増大や老老介護・一人住まいなど、高齢者を取り巻く環境も10年で大きく変わっています。</p> <p>要綱の内容や運用については、司法書士や社会福祉士などの成年後見制度に関する専門機能の意見も聴取しながら、高齢者の権利擁護に資する内容に改正すべきと考えます。</p> <p>計画の中にも、上記も加えていただきたいと思います。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>ご意見のとおり、高齢者の権利擁護に関する環境は、大きく変化しています。また、高齢者の権利擁護を実施していくうえで、成年後見制度利用支援事業が重要な役割を担っていると考えます。成年後見制度利用支援事業が現状に則した事業になるように、各法律を鑑み、また、司法書士をはじめ様々な専門職の方々のご意見をお聞きしながら、いなべ市成年後見制度利用支援事業実施要綱の改正を検討していきます。</p>
<p>いなべ市においては、いなべ在宅医療多職種連携推進協議会を設置し、研修会などを通じて医療と福祉の連携を推進されていることは、地域包括ケアシステムの構築という点で、評価すべき点であります。</p> <p>もっとも、地域包括ケアシステムにおけるネットワークの構築については、医療や福祉とともに地域(自治会の福祉委員会・民</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>高齢者の様々なニーズ、または、高齢者に対する虐待や犯罪被害に対応するためには、多機関の協働による包括的支援体制の構築が必要となります。</p> <p>当市においては、計画の「4.高齢者が地域で安心してくらすために (1)相談窓口・情報提供体制の充実」の施策内容の箇所</p>

生委員)や法律専門職(司法書士・行政書・いなべ警察)との連携も含めた多面的なものを目指すべきであると考えます。

いなべ市においては、徘徊や悪徳商法での被害防止のために高齢者見守りネットワークを構築するとともに、現在は開催されておりましたが数年前まで、いなべ司法連携ネットワーク会議を開催し、市内の法律専門職との顔の見える関係の構築を推進しておりました。

高齢者に対する虐待や犯罪被害を発見した市民や市内の介護施設従事者がどのように、その情報を関係する機関につないでいくか、ネットワークの構築は、地域包括支援センターに集約していくことだけでなく、各分野・機関が横の関係で直接情報共有できる早期対応も必要であると考えます。

計画の中に、民生委員や法律専門職との連携に資する会議の開催や研修会の開催も年1回以上の数値目標を定めて加えていただきたいと思ひます。

多機関の協働による包括的支援体制の構築を掲げています。ご意見にあります、民生委員や法律専門職との連携に資する会議の開催や研修会もこの施策の中で実施を検討していきます。